

【以下の日本語訳は参考訳です。英文と日本語訳との間に齟齬がある場合には、英文が優先いたします。】

証券集中保管機関規則第 38 条(6)に基づく

参加者の開示：BNP パリバ証券株式会社

ベルギー：ユーロクリアバンク

1. はじめに

本書は、ベルギーの国際的な証券集中保管機関であるユーロクリアバンク(以下「**CSD**」)において BNP パリバ証券株式会社(以下「**BNP パリバ**」又は「**当社**」)がお客様のために直接保有する有価証券に関して提供する 2 種類の分別管理証券口座に係る保護の水準について説明するものです。本書は、2 種類の証券口座に関する主たる法的影響及び適用される倒産規則についての説明を含みます。

本書に含まれる情報の開示は、証券集中保管機関規則(EU) 909/2014(以下「**CSDR**」)第 38 条に基づいて要求されるものです。BNP パリバは、CSD の直接参加者として、この開示義務を負っています。CSD は、CSDR に基づいて自ら開示義務を負っています。

本文で定義されない用語は、本書末尾の用語集においてそれらに与えられた意味を有するものとします。

2. 背景

BNP パリバの個々のお客様の有価証券の保管は、当社の帳簿及び記録における分別された顧客口座によって維持されます。BNP パリバは、その帳簿において、個々のお客様の有価証券を他のお客様の有価証券及び BNP パリバ固有の資産と分別する義務を負っています。

また、BNP パリバは、CSD 段階において証券口座を開設し、口座の種類にかかわらず、CSD の帳簿において、お客様の有価証券が BNP パリバ固有の有価証券と分別されていることを確保します。CSD は、自己の資産をその直接参加者の有価証券と混蔵することを認められていません。

BNP パリバは、CSD における 2 種類の顧客証券口座を開設する選択肢を提供します。すなわち、CSD における個別顧客分別管理口座(以下「**ISA**」)及び共同顧客分別管理口座(以下「**OSA**」)です。OSA は、BNP パリバの一定数のお客様の有価証券を集合的に保有する際に使用されています。ISA は、BNP パリバの単

独のお客様の有価証券を保有する際に使用されるため、当該単独のお客様の有価証券は、BNP パリバの他のお客様の有価証券とは分別して保有されます。

各 ISA の名義は、口座を維持するお客様が識別できるように定められますが、お客様は、当該 ISA に関して、CSD に対し直接指示を行ういかなる権能も有しません。そのため、ISA において有価証券を保有することは、お客様に対して当該 ISA に関する運用上の権利を与えるものではありません。

3. 分別管理の水準に関する主たる法的影響

3.1 有価証券の所有権に関する規則

3.1.1 有価証券の法的所有権

CSD は、国際証券に関するベルギーの証券集中保管機関です。

- a) お客様が BNP パリバに開設した口座において保有される有価証券の所有権は、日本法に準拠し、
- b) BNP パリバがお客様のために CSD に開設した口座において保有される有価証券の所有権は、ベルギー法に準拠します。かかる口座は、所在地法の原則に基づき、それぞれ、日本及びベルギーに所在するものとみなされます。

日本法の下では、BNP パリバに開設した口座に預けられた有価証券に関する所有権は証券の所有者に帰属します。当社は、お客様のために有価証券を保管し、第一種金融商品取引業を行う金融商品取引業者(以下「**第一種金融商品取引業者**」)として金融商品取引法(昭和 23 年法律第 25 号。その後の改正を含む。)の適用を受けます。当社は、お客様の有価証券を金融商品取引法に定める方法に従って自己の財産と分別して管理することが求められており(以下「**分別管理義務**」)、当社はかかる分別管理義務を遵守し続けています。

ベルギー法の下では、財産的権利は、共有の概念に基づいて決定されます。これは、お客様が同種の有価証券を保有する BNP パリバの他のお客様と共に有価証券を共同で所有することを意味します。各種の証券口座は、CSD の帳簿において、いわゆる集合的預託を構成します。この預託に対するお客様の持分及び他の投資家の持分は、CSD の記録(お客様の個々の証券口座で構成されます。)によって示されます。かかる集合的預託は、CSD の資産とは分別されます。

原則として、CSD の記録は、お客様の資産と CSD 及び CSD の他の顧客の資産との分別を規制する金融商品市場指令(EU) 2014/65/EU などの適用される規則を遵守して構築されます。そのため、CSD の記録は、どの有価証券が BNP パリバのお客様に属するかを決定するのに十分な内容である必要があります。

3.1.2 ISA 及び OSA

ベルギー法の下で財産的権利が共有の概念に基づいて決定されることからすると、有価証券が CSD において ISA で個別に保有されていても、あるいは OSA で集散的に保有されていても、BNP パリバ又はお客様の資産保護の点において、差は生じません。

3.2 倒産

3.2.1 CSD の倒産

CSD が倒産手続の対象となった場合、かかる倒産手続は、ベルギーにおいて行われ、ベルギー法に準拠します。BNP パリバがお客様のために保有し CSD に再預託する有価証券は、CSD の倒産財団を構成しません。これは、有価証券が ISA 又は OSA のどちらで保有されていても、取り扱いに差は生じません。

集散的預託は CSD の資産を構成しないため、CSD が倒産した場合においても、お客様の有価証券は保護されます。CSD が倒産した場合は、倒産管財人が選任されます。倒産管財人は、CSD の記録に基づいて、まず、誰がどの有価証券に権利を有するかを確定し、次に、有価証券をその法律上の所有者に返還します。

また、CSD は、ベルギーの監督当局としてのベルギー国立銀行の厳格な健全性監督の下に置かれています。CSD が適切に機能しない、法律を遵守しない、倒産するおそれがある、又はベルギー市場若しくは国際市場を混乱させる可能性がある場合、政府は、CSD の顧客の金融商品の譲渡を含む、資産及び負債の処分(すなわち、譲渡又は売却)など、いくつかの措置を講じることができます。

3.2.2 BNP パリバの倒産

ベルギー法は、日本の第一種金融商品取引業者である BNP パリバの倒産の文脈においては、1 又は複数の更生措置の実施に関する点を含め、適用されません。

BNP パリバが倒産した場合、その倒産手続は、日本において行われ、日本の倒産法に準拠します。

日本の倒産法上、倒産手続が開始されると、債権者、担保権者、株主及びその他の当事者の権利及び利益に対して、様々な制限が課せられます。しかしながら、破産管財人(又は日本の他の倒産手続におけるその他類似の機関)によって破産財団(又は日本の他の倒産手続におけるその他類似の財団)の一部としてその財産を保有されている所有者は、当該財産に特定性が認められる限り、当該財産の返還を請求することができます。

したがって、当社が倒産した場合であっても、ISA 又は OSA のいずれの形式をとるかに関わらず、BNP パリバの顧客口座において保有されるお客様の有価証券には、原則として一切の影響がありません。お客様は、有価証券の所有者として、当該有価証券の返還を請求することができます。

預金保険法

当社は、第一種金融商品取引業者として、預金保険法(昭和 46 年法律第 34 号。その後の改正を含む。)に基づく特定第一号及び特定第二号措置の対象となります。預金保険法のもとで、内閣総理大臣は、下記に定める措置が講ぜられなければ、我が国の金融市場その他の金融システムの著しい混乱が生ずるおそれがあると認めるときは、金融危機対応会議の議を経て、下記に定める措置を講ずる必要がある旨の認定を行うことができます。該当する金融機関等の財務の状況に応じて、下記 2 つの異なる措置が取られる場合があります。

(1) 債務超過でない金融機関等に対する措置(特定第一号措置)

特定第一号措置には、①特別監視(預金保険機構が金融機関等の業務の遂行並びに財産の管理及び処分を監視することをいいます。)及び②預金保険機構による資金の貸付け及び株式の引受けが含まれます。

(2) 債務超過又は債務超過のおそれがある金融機関等に対する措置(特定第二号措置)

特定第二号措置には、①特別監視(上記(1)参照)及び②他の金融機関等への事業譲渡又は他の金融機関等との合併等による破綻金融機関等処理のための預金保険機構による特定資金援助が含まれます。

3.3. 不足

不足は、事務的なミス、同日中の変動又は相手方のデフォルト等、様々な理由によって生じる可能性があります。

3.3.1 CSD 段階における不足

ベルギー法において CSD のような口座管理者(アカウントキーパー)は、自らにおける口座の名義人のために、自らが維持する証券口座において記録されている有価証券と同じ数量及び種類の有価証券を、自らの帳簿又は他の口座管理者(アカウントキーパー)のいずれかにおいて保有することを義務づけられており、そのため、CSD 段階における不足のリスクは限定されています。

勅令第 62 号には、BNP パリバがお客様の保有分として記録した特定の種類の有価証券の数量が、該当する CSD の帳簿において BNP パリバの保有分として記録された当該種類の有価証券の数量を超過する場合における取り扱いが記載されています。かかる不足が存在し、BNP パリバが同じ CSD において同じ種類の有価証券を保有する場合は、当該帳簿において BNP パリバの保有分として記録されている当該

種類の有価証券がお客様への補填のために優先的に使用されることとなります。その後においてもなお不足が存在する場合は、お客様は、自らの有価証券全ての返還を受けるのではなく、集合的預託における自らのシェアに応じてその一部の返還のみを受けることとなります。かかる取り扱いは、当該有価証券が OSA 又は ISA のいずれにおいて保有されているかにかかわらず適用されます。

3.3.2 BNP パリバ段階における不足

BNP パリバの顧客口座に不足が生じた場合、ベルギー法は適用されません。もし、当社が実際に保有する顧客資産に不足が生じている場合には、別途の検討が必要となります。当該不足額については、お客様は、当該不足額と等しい有価証券自体の返還を倒産手続外(3.2.2 参照)で請求することはできません。したがって、お客様は関連する倒産手続に従って当該不足分に関する自己の権利を行使することが必要となります。

日本投資者保護基金

分別管理義務にかかわらず、倒産した第一種金融商品取引業者が分別管理義務違反によりお客様の有価証券を円滑に返還できない場合には、日本投資者保護基金は、一般顧客一人当たり上限 1,000 万円まで、顧客資産に該当する未返還の金銭及び有価証券について補償を行います。お客様から預託を受けた財産のうち 1,000 万円を超える部分については、お客様は、一般債権者として、倒産手続外において当該財産の返還を求めることはできず、当該倒産手続に従って自己の権利を行使する必要があります。

3.4 先取特権

証券決済システムの運営者としての CSD は、自らが運営するシステムの参加者の顧客資産として自らが保有する全ての有価証券、金銭及びその他の権利について先取特権を付与されます。先取特権は、参加者がその顧客のために実行する有価証券取引の清算若しくは決済に起因して、又は、かかる取引のネットティングに起因して CSD が参加者に対して有する請求を排他的に保証します。

3.5 担保権

3.5.1 第三者に設定された担保権

お客様の有価証券に対して設定される担保権は、ISA の場合と OSA の場合で異なる結果をもたらす可能性があります。OSA で保有されている有価証券に対するお客様の持分に対し、お客様が担保権を設定していると主張し、かかる担保権の主張が、当該口座が開設されている CSD に対してなされる場合には、担保権を設定していない顧客を含め、当該口座に有価証券を保有する全ての顧客に対する有価証券の返還が遅れ、また当該口座に不足が生じる可能性があります。しかし、実務上は、お客様の有価証券に対

する担保権者が、当該 CSD ではなく当社に通知を行うことにより対抗要件を充足し、担保権者が関係を有さないかかる CSD ではなく、当社に対して担保権の実行を求めることが予想されます。また、CSD は、口座名義人である当社以外の者が主張する請求は認めないものと考えられます。

3.5.2 CSD に設定された担保権

CSD が、お客様のために保有している有価証券に対する担保の利益を享受することができる場合、当社が CSD に対する義務を履行できず担保権が行使されたときには、お客様に対する有価証券の返還が遅れ、また不足が生じる可能性があります。これは、有価証券が、ISA 又は OSA のどちらかに保有されている場合にも該当します。しかし、実務上は、CSD は、当社の義務を履行させるために、まず当社の自己勘定で保有されている有価証券に対して請求を行い、お客様の口座にある有価証券を使用するのは、その後に限られると考えています。また、CSD は、CSD に開設されている顧客口座全てに対し、按分比例のう え担保権を行使すると考えられます。

用語集

証券集中保管機関(CSD)は、有価証券決済システムを運営し、かつ、CSDR の別紙のセクション A に記載された主たる業務のうち有価証券決済システムの運営以外の業務を 1 つ以上提供する機関です。

証券集中保管機関規則又は CSDR とは、欧州連合における証券決済の改善及び証券集中保管機関に関する 2014 年 7 月 23 日付の欧州議会及び欧州理事会の規則(EU) 909/2014 を意味します。

直接参加者とは、CSD の口座において有価証券を保有し、CSD 内において発生する証券取引決済について関与する事業体を意味します。直接参加者は、間接参加者とは区別されます。

間接参加者とは、直接参加者を指名して、自身のために CSD において有価証券を保有させる、グローバル・カストディアンなどの事業体を意味します。

個別顧客分別管理口座又は **ISA** とは、単独のお客様の有価証券を保有するために使用される口座を意味します。

共同顧客分別管理口座又は **OSA** とは、複数のお客様の有価証券を集合的に保有するために使用される口座を意味します。

参加者とは、該当する場合に応じて、直接参加者又は間接参加者を意味します。

OSA 及び ISA の図解

OSA (例：3名の顧客 C1-C3 が ISA を選択した場合)



ISA (例：顧客 C1 が ISA を選択し、他方、顧客 C2 及び C3 の有価証券は OSA で保有されている場合)



免責事項

本書は BNP パリバによって誠実に作成されたものです。本書は BNP パリバ又はそのいずれかの関連会社によってお客様の参考資料としての目的に限定して提供されるものであり、お客様による使用のみを意図しており、BNP パリバの明示的な承諾なしに本書を引用若しくは回覧し、又はその他の方法により本書に言及することはできません。本書はリサーチレポート又はリサーチ推奨ではなく、また、個人による推奨でもありません。本書は何らかの取引戦略の採用若しくは何らかの金融商品の売買の申し出若しくは勧誘、又は、特定の口座種別、分別の水準若しくは取引の推奨と見なされるべきものではありません。本書に記載された情報及び意見は信頼できると考えられる情報源から入手されたものですが、BNP パリバはかかる情報及び意見が正確又は完全である旨の表明は明示又は黙示を問わず一切行いません。いかなる場合も、本書に記載された情報は対象事項についてその概要のみを提供することを意図しています。本書は法律、税務、会計、規制、又は財務上の助言を行うことを意図したのではなく、そのような目的のために依拠されるべきものではありません。他の金融機関又は個人は本書で分析された事実若しくは考え方について異なる意見を有していたり、又は、これらの事実若しくは考え方に基づいて異なる結論に至る可能性があります。いかなる BNP パリバのグループ会社も本書に含まれる資料の使用に起因して発生することのある直接的、間接的、又は派生的損失についてはその如何にかかわらず一切責任を負いません。

BNP パリバは法律又は規制に関する助言を提供するものではなく、あらゆる場合において、受領者は本書に記載された情報についてご自身で調査及び分析を行って下さるよう、また、ご自身のアドバイザーである専門家から助言をお求めいただくようお願いいたします。

BNP パリバ証券株式会社

BNP パリバ証券株式会社は金融商品取引業者(関東財務局長(金商)第 2521 号)です。日本証券業協会、一般社団法人金融先物取引業協会及び一般社団法人第二種金融商品取引業協会に加入しています。